

令和元年12月24日

河津町教育委員会
教育長 鈴木 基 様

河津町立小学校統合準備委員会
会長 榎本良 清



答 申 書

令和元年7月16日に河津町教育委員会より「河津町立3小学校統合に関する具体的な課題事項について」が諮問され、河津町立小学校統合準備委員会では、河津町の現状及び将来を見通しながら、河津町の小学校統合について協議を重ねてきました。平成30年12月19日の河津町教育環境整備委員会からの答申の経緯や内容を踏まえ、河津町立3小学校統合に関し答申します。

なお、今回の答申は、優先的諮問事項に対するもので、これらを基にした町の方針決定後、諮問されている幼稚園等の後発的諮問事項に取り組んでまいります。

【結論】

河津町内3小学校を閉校し、新校舎を建設し、新たな統合小学校を開校する。

- 1 開設時期 令和5年度
- 2 開設場所 河津町立河津中学校周辺
当面の間は、河津町立南小学校校舎を活用する。
- 3 学校形態 中学校と小学校の連携を深めた小中一貫校とする。

河津町の現状では、現在の子どもたちの推移を考察すると、令和3年度より複式学級へ一部移行する学校も現れます。国では、学習指導要領が改正され小学校では2020年、中学校では2021年度より完全移行されます。これにより子どもたちに求められている学びは、主体的・対話的で深い学びの視点から「何を学ぶか」だけでなく、「どのように学ぶか」も重視して授業を改善することとなります。また、カリキュラム・マネジメントを確立して教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化が求められています。これらは、より多くの異なる意見や考え方を必要とします。そこでは、河津町全体の教育体制の整備が不可欠です。

結論に至った経過や今後の対策等については、以下のとおりです。

開設時期については、次の3点を考慮し設定しました。

- ①教育方針の確立、どういう内容で学校運営を行っていくのか検討の時間
- ②3小学校を閉校するまでの準備期間
- ③子どもたちや保護者への周知期間

開設場所については、河津町学校教育環境整備委員会からの答申で「早急に学校を新しく建設し」との結論の文言があります。しかし、建設には時間が必要です。これらを考慮し当面の間の対策として、現在及び今後の見込み児童数を考慮し、現在ある学校施設の中で南小学校を活用することが望ましいと判断しました。将来に渡る河津町教育環境は、小中一貫教育の必要性、児童生徒は勿論のこと保護者及び町民がより安全で安心できる場所として中学校周辺としました。

なお、保護者及び町民へは次の点について十分な説明をしていただきたいと思えます。

- ①統合の必要性及び意義
- ②災害発生時の対応

学校形態については、小学校・中学校が連動した教育を行い、海・山・川など自然に恵まれた地域性を活かし、河津町にふさわしい小中一貫校を目指した学校形態とされたい。

【審議の経過】

| 回数 | 日時 | 場所 | 協議内容 |
|--------------|---------------------------|---------------|---|
| 第1回 | 令和元年7月16日 (火) 19時～ | 役場 第2会議室 | ・会長・副会長の選出 ・諮問 ・現状説明・意見交換 (学校教育環境整備委員会からの答申内容、子ども数及び各小学校学級数の推移、学校施設の現状・学校新設について) |
| 第2回 | 令和元年8月20日 (火) 13時30分～ | 役場 第2会議室 | ・統合スケジュールについて ・統合場所について ・その他 |
| 第3回 | 令和元年10月8日 (火) 13時30分～ | 役場 第2会議室 | ・統合スケジュールについて ・統合場所について ・その他 |
| 町議会議員との意見交換会 | 令和元年10月23日 (水) 15時～ | 役場 第1会議室 | ・統合準備委員会の検討内容の説明 ・意見交換会 |
| 第4回 | 令和元年11月7日 (火) 13時30分～ | 文化の家 生涯学習室 | ・統合小学校の形態 ・小学校の場所 |
| 第5回 | 令和元年12月18日 (水) 13時30分～ | 文化の家 生涯学習室 | ・答申(案)の審議 ・答申書の提出 |



教 第 139号
令和元年7月16日

諮 問 書

河津町小学校統合準備委員会会長 様

河津町教育委員会
教育長 鈴木 基
賀茂郡河津町教育長印

河津町立3小学校統合に関する具体的な課題事項について

河津町教育委員会では、将来を展望した小学校のあり方の研究・調査を、平成30年3月2日河津町学校教育環境整備委員会（以下 環境整備委員会）をお願いをいたしました。諮問の内容は「将来を担う子どもたちのための小学校のあり方について」です。環境整備委員会ではこのことについて、慎重かついねいな審議を重ねて下さいました。

都合7回の会合を経て、平成30年12月19日、諮問に対する答申をいただきました。答申の結論は次の通りです

「将来を担う子どもたちのための小学校は、大きな教育効果が得られ、教育の目的が達成されるよう十分な配慮と準備のもとに、河津町立小学校を再編整備することが喫緊の課題です。早急に学校を新しく建設し3校を1校に統合されたい。」

この答申について、河津町教育委員会では、定例教育委員会及び総合教育会議でも協議を行いました。答申を重く受け止め、答申の主旨に沿って、具体的かつ速やかな取り組みを、きめ細かく進めていきたいと考えております。

つきましては、下記の事項について、貴委員会に諮問いたしますので、ご審議をお願いいたします。

記

I 優先的諮問事項

- 1 統合小学校は、従来型、小中一貫型、義務教育学校などが考えられる中で、これからの河津町の子どもたちにとって望ましい小学校の形態はどうあったらよいか。
- 2 統合小学校の場所はどこにしたらよいか、候補地はどこがよいか。
- 3 小学校統合のスケジュールについて

II 後発的諮問事項

- 4 通学方法・通学援助のあり方について
- 5 学校を支える学校運営協議会などの組織について
- 6 その他、統合に関する事項について（幼稚園、協定服、PTA組織、校名、校歌、校章など）

河津町立小学校統合準備委員会委員名簿

| | 氏名 | 選出団体等 | 備考 |
|----|-------|------------|-----|
| 1 | 山田 萌絵 | 未就学児保護者 | |
| 2 | 小林 昇子 | さくら幼稚園保護者 | |
| 3 | 金指 千春 | 東小学校保護者 | |
| 4 | 鳥沢 幸穂 | 西小学校保護者 | |
| 5 | 鈴木 由夏 | 南小学校保護者 | |
| 6 | 島崎 公子 | 東小学校学校評議員 | |
| 7 | 山城 好一 | 西小学校学校評議員 | |
| 8 | 吉田 重好 | 南小学校学校評議員 | 副会長 |
| 9 | 金指 正和 | 河津中学校学校評議員 | |
| 10 | 鈴木 弘光 | 河津中学校長 | |
| 11 | 黒田英津子 | 南小学校長・校長会長 | |
| 12 | 山梨 隆史 | 東小学校長 | |
| 13 | 竹内 信子 | 西小学校長 | |
| 14 | 榎本 良治 | 元教育長 | 会長 |
| 15 | 福司 康人 | 前教育委員 | |
| 16 | 板垣 秀樹 | 前教育委員 | |
| 17 | 白井 晴子 | 前教育委員 | |

河津町立小学校統合準備委員会規則

(目的)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、河津町立小学校統合準備委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査研究し、その結果を教育委員会に答申する。

- (1) 統合小学校のあり方に関する具体的な事項
- (2) 学校名、校歌、校章等に関する事項
- (3) 通学方法に関する事項
- (4) 前各号に掲げる者のほか、学校の統合に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員21名以内で組織する。

2 委員は、保護者及び町民並びに小中学校長及び学識経験を有する者の中から選出し、教育委員会が委嘱する。

3 委員会に会長及び副会長1名を置く。

4 会長及び副会長は委員の互選とする。

5 委員会は、調査研究を行うにあたりアドバイザーを依頼することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から答申の日までとする。校長が転出等になった場合は、転入等の校長が委員となる。また、委員が事故等により委員としての役割が果たせない場合は補欠の委員を選出し、任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の報酬については、河津町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年河津町条例第1号）に基づくものとする。

(会長及び副会長の職務)

第5条 会長は会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 会長は第2条に掲げる事項に関し、詳細な調査研究をさせるため、委員会に部会を設けることができる。

- 2 部会は、部会長及び部会員で組織する。
- 3 部会長は、部会を設置した目的に関わりのある委員、教職員その他学校職員、保護者及び地域関係者等（第5項において「関係委員等」という。）のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 5 部会員は、関係委員をもって充てる。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（補則）

第9条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。